

平成20年度第1回 青森県行財政改革推進委員会
議 事 概 要

開催日時 平成20年9月4日(水) 13時30分～16時
開催場所 青森県庁西棟 8階 大会議室
会議次第 1 開会
2 議事
(1) 青森県行政改革実施計画に係る取組実績について
(2) 青森県行財政改革大綱一次素案について
3 閉会
出席委員 木立委員長、石田委員、小形委員、熊澤委員、須藤委員、鶴海委員、長根委員、
藤村委員、柳澤委員、若山委員 (以上10名)
県側出席者 海老原総務部長、吉田行政改革・危機管理監、阿部総務部次長、小寺総務部次長、
小山内企画政策部参事、福田財政課長、林人事課長、石川行政経営推進室長ほか

議事要旨

1 開会

小笠原行政経営推進室副参事：ただ今から、平成20年度第1回青森県行財政改革推進委員会を開会いたします。

本日は、委員12名中10名の御出席をいただいております。竹鼻委員、辻委員がご都合により欠席されております。

さて、今回の委員会、前回から約半年ぶりとなります。この間県側の人事異動もありましたので、議事に先立ちまして、事務局より県側出席者を紹介いたします。

石川行政経営推進室長：事務局を担当いたします、行政経営推進室長の石川と申します。

それでは、私から、本日の県側出席者を紹介いたします。

海老原総務部長 です。

吉田行政改革・危機管理監 です。

阿部総務部次長 です。

小寺総務部次長 です。

福田財政課長 です。

林人事課長 です。

そして、県の基本計画を担当しております、小山内企画政策部参事 です。

なお、本日は、各部局の主管課長等が出席しております。

以上、よろしく願いいたします。

小笠原副参事：それでは、ここからの議事については、木立委員長にお願いいたします。

2 議事

木立委員長：それでは、議事に入ります。本日の議題は2件ありますが、一通りご説明いただいから、一括してご意見・ご質問等を伺いたいと思います。

なお、本日の審議対象である「行財政改革大綱一次素案」は、内容が非常に多岐にわたっていますので、本日の予定時間内では十分な審議が尽くせないことも考えられます。その場合は、次

回委員会で引き続き審議したいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、県側から説明をお願いします。

吉田行政改革・危機管理監：それでは、私から全体的な説明をしたいと思います。

はじめに「青森県行政改革実施計画に係る取組実績について」ですが、取組実績をご説明する前に、今日までの行財政改革に関わる一連の流れについて若干振り返ってみたいと思います。

本県における本格的な行財政改革は、平成15年11月に策定した「青森県財政改革プラン」と、平成16年12月に改定した第4次の「青森県行政改革大綱」に始まります。

ご承知のように、「青森県財政改革プラン」は、平成20年度までに財政の収支均衡を図るとともに、基金の残高を380億円程度確保するというものでありました。しかし、策定後間もなく、平成16年度の国の予算において、端的に申し上げると、地方交付税が何の前触れもなく大幅にカットされました。これは後に、地財ショックと言われております。地方財政計画など、表面的には、地方交付税をカットしても、財政運営には支障が生じないような形になっておりましたので、我々も当初はよく分からなかったのですが、その詳細が判明するにつれて、実態はまさにショックを受けるものでありました。

地方交付税の減額は、国の財政からみれば、歳出の削減であり財政収支の改善要因となりますが、地方財政からみれば、歳入の減額であり財政収支の悪化要因となります。この地方交付税のカットは、辻褄合わせの単なる地方への負担転嫁であるというのが、地方の一致した評価でございます。

ここで、本県における地方交付税の位置づけを申し上げると、普通交付税及び臨時財政対策債を合わせた実質的交付税総額が、平成15年度カット前の状態で約2830億円でした。この年度の県税収入が1310億円でしたので、交付税の重要性がお分かりいただけるものと思います。翌平成16年度は、実質的交付税総額が約2600億円となり、一年で約230億円がカットされたこととなります。その後も交付税総額の減少は続いており、平成19年度決算では約2420億円となり、平成15年度と比較すると、実に410億円の減となっております。平成16年度の「行政改革大綱」は、まさにこうした状況を受けて改定されたものであります。

翻ってみますと、行財政改革は本来、行政のムダや弊害などを取り除き、その改革効果を県民サービスや県民福祉の向上に反映させていくべきものであります。そのことが、行財政改革が「不断の取組」「終わりのない取組」といわれる所以です。しかしながら、現状は、今申し上げたように、地方交付税の削減と社会保障費の増加に追いつくことで精一杯という状況です。地方の行財政改革努力が、我々の認識ではあまり改革努力をしていないと思われる国の財政収支の改善になるというのでは、本末転倒の話でございます。

この度の行財政改革大綱の策定に当たりましては、大綱の目的を「次期青森県基本計画の推進を着実に支えるための行財政の新たな改革」としております。厳しい状況の中で、本来の行財政改革の目的をしっかりと認識し、取組を進めていきたいと考えております。よろしくご理解をいただきたいと思います。

それでは、現行の青森県行政改革実施計画に係る取組実績について、資料1に基づきご説明いたします。

(資料1に基づき、説明)

続いて、「青森県行財政改革大綱一次素案について」であります。内容に先立ち、策定スケ

ジュールの概要について若干ご説明申し上げます。

(資料4に基づき、説明)

それでは、一次素案の内容について、担当課長からご説明いたします。

石川行政経営推進室長：お手元に、一次素案の概要をまとめた資料2と、一次素案本体である資料3をお配りしておりますが、本日は、資料3に基づいてご説明申し上げます。

(資料3〔～21頁〕に基づき、説明)

福田財政課長：引き続き、財政構造改革についてご説明申し上げます。

(資料3〔22頁～〕に基づき、説明)

吉田行政改革・危機管理監：以上が、青森県行財改革大綱一次素案についてのご説明でございます。

さて、今回ご審議いただくこの大綱は、次期青森県基本計画の推進を着実に支えるための改革であります。そこで、今回参考として、8月25日に青森県総合計画審議会で決定されました「次期青森県基本計画素案」について、担当の企画政策部参事から説明いただきます。

小山内企画政策部参事：皆様のお手元に、「次期青森県基本計画素案の概要について」と題した参考資料1と「素案」の参考資料2があると思いますが、本日は参考資料1に基づいてご説明いたします。

(参考資料1に基づき、説明)

木立委員長：どうも、ありがとうございました。

長時間説明をいただきましたので、ここで5分間休憩を取りたいと思います。再開は14時55分といたします

(休憩)

木立委員長：それでは、先ほど申し上げた時間になりましたので、議事を再開します。

委員の皆様には、あらかじめ資料を送付しています。事前意見等を頂戴した委員もいらっしゃいますが、ただいまの説明について、事前にいただいた意見等も含めて、ご意見・ご質問等をお願いします。

熊澤委員：資料1にある差押え財産にはどのようなものがあるのか。

それから、資料1の中で、馴染みがなく、意味が分からない言葉がありましたので、「スクラップ」と「ビルド」、「アウトソーシング」、「パブリック・コメント」についてお答え願います。

それから、資料1の「(5) 公社等の改革」のうち 青森県沿岸漁業振興協会の廃止と 青い森みらい創造財団のスポーツ振興部門等の廃止については、全面的に廃止となるのか、それとも民間に受け皿があったのか、ということについてお答えをお願いします。

石川行政経営推進室長：ご質問の順番と前後しますが、言葉について不明な点があるということで、私から説明させていただきます。

まず、「スクラップ」と「ビルド」という言葉についてです。資料1の「(7) 持続可能な財政構造の確立に向けた財政運営」の 歳出全般の整理・合理化の中で、スクラップ何件、ビルド何件とありますが、この場合「スクラップ」とは、事業の廃止あるいは統合、平たく言うと事業

を止めること、そして「ビルド」とは、新しい事業を作り上げること、という意味でお考えいただけると分かりやすいかと思います。各年度の予算におきまして事業の再構築がきちりなされており、新規事業をやると同時に不要不急の事業を見直して予算が組まれているということ、ここでは申し上げたかったものです。

次に、「アウトソーシング」という言葉についてです。資料1の「(3)民間活力の活用」において、アウトソーシング推進民間提案事業の実施、と使われていますが、アウトソーシング自体は外注あるいは外製を意味する言葉であり、この場合、外部委託という意味で捉えていただければと思います。具体的な事業内容としては、企業やNPO等民間団体から、県業務の民営化や民間委託等に関する提案を募集することにより、積極的な民間開放を推進しようというもので、先ほど説明した行財政改革大綱一次素案においても充実を図っていくことにしています。

それから、「パブリック・コメント」という言葉についてです。資料1の「(2)県民との情報共有等」の中で、パブリック・コメントの実施(延べ100件)という記述があります。「パブリック・コメント」を平たく言いますと、行政における意思形成の過程で、県民の皆様から広く意見を募集しまして、それを意思決定に反映させる制度のことです。県では「あおり県民政策提案実施要綱」を定めており、この中で、県の基本的政策の立案過程において、その立案の趣旨、内容等を県民等に公表し、提出された県民等の意見を考慮して意思決定を行うこと、そして、県民等の意見に対する県の考え方を合わせて公表するという一連の手続を定めています。太田税務課長代理：資料1の「(6)歳入確保の取組」にある 差押財産についてご説明します。

財産差押えにつきましては、通常、滞納者に金銭的価値のある財産があり、かつ、法令により差押えが禁止されていないものである場合に、督促を受けても、なお納付していただけない場合にすることができるようになっております。差押財産の主なものとしては、電化製品や貴金属等の動産、銀行預金や給料等の債権、土地や建物等の不動産、それから自動車等があります。差押えた財産のうち、動産、不動産及び自動車については、平成17年12月からインターネットを利用した公売を実施しており、平成18年度と平成19年度の2年間の実績は、50件、約850万円となっております。

鳴海農林水産政策課長：青森県沿岸漁業振興協会の廃止についてご説明いたします。この協会は、原子力船「むつ」の風評被害対策ということで、例えば、魚介類が風評被害で買われなくなった場合に、買支えのための基金を積み立てる制度でありまして、昭和57年11月に設立されましたが、この基金制度自体が平成19年3月をもって終了したことから、同日付けで、この漁業振興協会も廃止になりました。民間移管ではなく全面廃止ということですので、御理解いただきたいと思えます。

新岡教育政策課長：青い森みらい創造財団のスポーツ振興部門等の廃止についてですが、青い森みらい創造財団のスポーツ振興部門等の主な業務は、県営スポーツ施設の管理運営業務と生涯スポーツ及び競技スポーツ推進のための各種事業でありました。スポーツ振興部門等の廃止後は、県営スポーツ施設の管理運営業務については、平成18年度から指定管理者制度の導入により、現在、指定管理者が行っております。また、生涯スポーツ及び競技スポーツ推進のための各種事業については、競技力向上事業等は財団法人青森県体育協会が、県民生涯スポーツフェスティバル及び全国スポーツレクリエーション祭派遣事業等の事業は県が実施しているところです。

木立委員長：どうもありがとうございました。今の説明でよろしいでしょうか。

それでは、他の委員から質問ありませんか。

若山委員：事前に資料を見せていただいて質問を7つほど出しましたけれども、今回の説明を受けてだいぶ理解できたところもありますので、観点を変えて3つ質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点目ですが、先ほど、大綱一次素案の資料編「2 行財政改革効果額の見込み等」の説明では、3年間で財源不足額が736億円になるところを、行財政改革に取り組むことによって約220億円程度までにしようということでした。この中に重点事業の推進等でマイナス120億円、これは120億円のお金を使うという意味だと思いますが、この中に、今回の行財政改革の中心になると私は見ていますが、生活創造社会、全部で519の事業で大体90億円くらいお金を使うということが記載されたものがあるけれども、この費用は当然入っているとみていいのでしょうか。

福田財政課長：まず、基本計画の推進につきましては、重点要求枠の設定は非常に大きなテコになると思っておりますが、それ以外の予算におきましても、きちっと基本計画に沿って重点推進プロジェクトという形で見させていただいております。資料編の「重点推進事業の推進等」の数字は、そのうち重点要求枠の数字だけを取り出したものであり、それ以外の予算も含めて、施策の重点化を図っていきたいと考えています。

若山委員：ありがとうございます。2番目の質問ですが、先ほど企画政策部から説明をいただいた基本計画素案の概要では、今回「戦略」という言葉が多く使われていまして、戦略キーワードの取組の点検については別組織を作って点検しますという説明がありました。当委員会の役割にも、行財政改革大綱の推進状況をモニタリングする役割があったと思いますが、当委員会の関わりと、今後の取組の点検について別の組織を作るタイミングや仕事の役割分担などについて、ご説明いただければありがたい。

小山内企画政策部参事：戦略キーワードについては、参考資料1のうち「計画の推進に向けて」として、Check Action Plan Do、というのがあったと思います。そこで、Checkのところは「外部からの提言」と書いていますが、現在調整中ということであくまで事務的な案ですが、これにつきましては、先ほど申し上げた青森県総合計画審議会のメンバーの方の活用を考えているところです。

石川行政経営推進室長：行財政改革の推進方法につきましては、大綱一次素案の「推進方法」に記述しているように、行財政改革の推進状況を点検してその結果を取りまとめ、行財政改革推進委員会に報告しご意見等をいただきながら推進していくということであり、行財政改革については本委員会で、基本計画については小山内参事が紹介した別の委員会で評価していくという2つの大きな流れになっています。

若山委員：重点的な戦略について外部の意見を聞くという位置づけというふうに理解しました。

それで、3点目の質問に関連してくるのですが、戦略というのは、その実行状況を管理することが非常に難しい面があると思います。それを測定管理するために、業績評価指標というものが一般的に使われると思います。今回、生活創造社会のホームページをいろいろ見させていただいて、それに業績評価指標に近いことがかなり具体的に書かれてありますので、それに沿って実行され

ていくのだということは理解しました。

そこで、今回の行財政改革を推進するに当たって、県が単独で主体になってやるべきものと、2番目として市町村との連携によって実現するもの、3つ目として県民の協力によって実現するもの、大きくは3つに区分されると私は思っていますが、それをそれぞれ、財政運営の面と、先ほど無駄とかロスをなくして県民のサービス向上に努めますとありましたので、県民のサービスにつながるのかどうか。その中で、羅針盤は調整中とのことですが、例えば、現状の県民所得を2030年でいくらを目指すという指標が多分これから出てくると思いますが、それがあれば非常に分かりやすいと思います。県民サービスとそれをやるための業務の進め方。例えば、先日の新聞に県税の滞納が非常に多いという記事がありましたが、収入を確保するという面からみれば、その辺も当然改善が必要になってきますので、その辺の内部事務、内部管理の進め方をどうするのかという視点。最後は、人を育てる、あるいは組織を作るというか、その4つの視点から見た場合に、先ほどの、県が主体になって取り組む部分、市町村と連携してやるべき部分、それから県民の協力を得ながらやるべき部分という3つの切り口がありますので、そういう観点でもう少し整理していただいた方が、進捗状況を管理する上では非常にやりやすいですし、県民に対する情報共有も進めやすいのではないかという感じがしました。意見として申し上げます。

木立委員長：それでは、他の委員から意見をいただきたいと思います。

藤村委員：私がこの場で唯一の八戸市民、三八地区の委員であるということで、公募委員の特権を活用させていただき、言いたいことを言わせていただきます。

大綱一次素案にある「イ 公共事業関係費（普通建設事業費）」と「ウ 重点事業の推進」の箇所がとても前向きな文言になっていることを私も認めます。ただ、「既存施設の耐震や老朽化等のための改築・改修を優先することとし」の後の「新たな大規模施設の整備について」という文言について、意見を述べる前に、2点質問したい。

1点目は、「新たな大規模施設」という文言から聞くと、一律整備がされないという受け止め方をしているものか。ある意味、私たちに期待を持たせるような文言になっている感じがしたので説明をお願いします。

2点目は、平成15年度の財政改革プランの記述では、整備をしない施設名が挙げられていたが今回はどうするのか。記述するののかしないのか伺った上で、意見を述べたいと思います。

福田財政課長：基本的な考え方を説明してから個別の質問にお答えします。まず、大規模施設については、現在、財政健全化の見通しが立つまでの間は新規着工を見合わせるということになっています。また、現在の財政状況をみると、財政健全化は現在道半ばを余儀なくされているということです。平成21年度以降もこうして改革努力の継続が必要だということをご説明しているところです。この2点を考え合わせれば、引き続きこれまでの方針に沿った対応を基本とせざるを得ないということです。

新規施設について一律なのかどうかについては、新規着工するものということですので、この考え方に当てはまるものは全て基本的に含まれるということかと思えます。

平成15年度の財政改革プランの時には、実際にいろいろと進んでいたものを改めて凍結することになったわけですが、今回は5年間時期があって、それで、今申し上げたとおり、新規着工を見合わせるということですので、個別の施設名をここで列挙する必要は無いものと考えて

います。

藤村委員：「将来に向けた検討・議論を実施していきます」という言葉の意味をどのように解釈すればよろしいのでしょうか。

福田財政課長：将来に向けた検討・議論ということについては、まず、大規模施設の整備ということについては、県民の理解を得ることが何よりも重要であると認識しています。その下でその必要性や意義、それから地元地域からの要望等を総合的に勘案して検討を進めるべきかどうかを判断してきたところであり、今後についても、基本的にはこれまでと同様であると考えているところです。そのために、既に地元地域等からの要望等がある案件については、県の役割、地域の役割というものを踏まえながら必要に応じて、タイミングを見計らって将来に向けた議論・検討を進めていくことになるのではないかと考えているところです。

藤村委員：そうすると、あくまで意見ですが、「財政健全化の見通しが立つまで」という文言が、青森県では「施策の選択と集中」という言葉が基本計画の中で本当に数多く出てくるということ考えたときに、この文言を少し代えた形で県民にアピールした方が伝わるのではないかと思います。例えば、「実情にあった個別での対応の仕方を考えながら」とか。

正直に申し上げますと、「耐震や老朽化等のための改築・改修」ということは、県民局対応の各地区にとってはどうにでも捉えられるような文言ではないかと思って聞いていますし、私は八戸で女性まちづくり塾生の会という施策の勉強会をしていますが、その仲間もこの言葉に少し惑わされているので、この辺の施策の対応の仕方、県民に対するアピールの仕方を、もう少し波及効果を狙った文言の書き方をしてはどうかと感じました。

福田財政課長：「財政健全化の見通しが立つまでの間」ということについては、これまでの考え方を踏襲したものですので、それを続けようという考え方を表現するためにはこの文言が最も適切であると考えているところです。

「既存施設の改築・改修」ということは、当然、現在、県立施設であるもの、例えば県が運営している県立高校でも建替えを行わなければならないものが具体的にありますが、そのような現に県立施設で存在するものを改築・改修するということを考えています。

藤村委員：分かりました。

木立委員長：それでは、他の委員からも質問をいただいていますので、お願いします。

柳澤委員：財政再建と公共サービス、行政サービスを含めた地域活性化を同時にやっていくという非常に難しい課題だと思いますが、何点かお聞きしたいと思います。

これまでの取組みの中で、地方の財政健全化の努力の成果が少し見えてきていると私は感じていますが、これが実際地方に還元されているのかという疑問があります。青森のように人口が140万人を割り、高齢化も進み、いろいろな特殊な地域を抱えたところに地方交付税がもっと減額されていくようになると、大変なのは目に見えている訳で、むしろこういった努力の成果というものを、ダシにという言い方は悪いのですが、もう少し強く地方に還元して欲しいということ、地方交付税増額の条件という形で要求しても良いのではないかと感じています。

それから、NPOをやっていると、県民局ができたことでやりやすくなったというか、県民局の職員が地域のことを一生懸命考えているとすごく感じています。そのような中で、今後県民局が統合されていくという印象を受けましたが、体制の強化を図ってもらいたいということと、予

算等の権限移譲をできないか考えていただきたいと感じています。

また、担当職員と色々な事業について相談を受けたり相談しに行ったりしていますが、その際に担当者が2、3年で替わると最初からやり直しになってしまうことがとても多くて、非常に無駄だと感じています。最初に事業を立ち上げた人たちの想いを次の職員に引き継ぐとトーンダウンしてしまうことがあり、マンパワー的にももったいないと感じているので、行政の内部の話になってしまいますが、この辺のことも考えて、一つの事業が終わるまで担当者を継続させる形ができないか要望したいと思います。

福田財政課長：第1点目の地方交付税に関して申し上げます。まさに御指摘のとおりで、これまで徹底して行財政改革に努力して取り組んできたということです。ただ、一方で地方交付税が大変大きく減少してきているということで、本県は元来、税収が非常に上がりにくい構造で、その意味では脆弱な財政構造を抱えていた中で、地方交付税の割合が大きいにも関わらず、こうした減が大きく影響してきているということはおっしゃるとおりであります。

今回の行財革大綱は、そういった問題意識をまさに考えており、大綱一次素案では、地方交付税をはじめとする地方税財政財源の充実のための働きかけという部分を、「5 地方税財政制度の充実等」の中で記述しています。こういった形でかなり大きく位置付けしていることでご理解願いたいと思います。

石川行政経営推進室長：組織についてお答えします。今度の綱で、現在6箇所ある地域県民局をおおむね県内3地区への再編をしていこうというのは、そもそも、現行の行政改革大綱において、おおむね10年以内に県内3地区に配置していこうという大方針があり、その現行の大綱が平成16年度に策定されてその時点でおおむね10年という、今回の大綱期間中となりますので、簡単に言いますと締切が来たということになっています。

一次素案の冒頭にも書いていますが、これからは県だけでなく、広く県民、民間の方々力を借りて様々な公共サービスを提供していかなければならない、つまりパートナーシップの推進ですが、そういう意味においては、今6箇所ある地域県民局とうまく連携していただくことを非常に私どもも望むところですが、だからといって6箇所ある地域県民局が全部無くなるということでは基本的にはないと思っています。

どういう配置になるのかはこれから検討していかなければならないのですが、例えば2つを一箇所に集めてしまうことはそもそも入るような庁舎が無いので、新たに庁舎を作ってそこに集約するというのではなく、エリアをもう少し大括りで考えていく。例えば一つの県民局で、今6つの地域別計画がありますけれども、もう少し大きな広域的な視点で行政サービスを提供していくとかという流れにあり、一気に県民局がある日突然跡形もなく無くなってしまおうということにはならないのではないかと考えています。

担当職員が2、3年で替わってしまっただけで話が一からということは、県庁にいてよく聞く話ですが、我々行政職として入ってきますとこれは宿命というか、逆に職員が長く担当しているとデメリットが生じることもあり、おおむね2、3年のサイクルでの異動となっています。担当が替わることによって新たな視点で仕事に立ち向かうというようなメリットも逆にありますので、今後とも県とのパートナーシップをよろしく願いたいということで、回答に代えさせていただきます。

林人事課長：地域県民局について若干補足として、この度の行財政改革大綱一次素案で示している基本的な考え方を、今一度ご説明したいと思います。

地域県民局も含めた出先機関の見直しの基本的な考え方としては、「イ 出先機関の見直し」の箇所に記載しているとおり、行政サービスの維持確保を図りつつ、住民の利便性に配慮しながら考えていくということになります。

一方、仕事の進め方、いわゆる本庁と出先機関の権限の問題につきましては、「イ 権限移譲等の推進」にあるとおり、県民に直結した住民サービスは、県民に身近で地域の実情等を最もよく把握している出先機関が処理するという観点から、出先機関の機能強化並びに事務処理の迅速化及び効率化を目指して、いろいろと委員のご提言もあった権限移譲を検討していきたいと考えているところです。

木立委員長：鶴海委員をお願いします。

鶴海委員：基金の取り崩しに頼らない財政の道筋が、今後の5年間の先に見えてきたということで、大変な進歩であると敬意を申し上げます。財政の道筋に関しては、私はこれで大変すばらしい計画であると思っておりますが、行政、仕事の進め方についていくつか質問と意見を申し上げます。

まず、「民間活力の活用の推進」について意見を申し上げますと、次期基本計画も、世界あるいは日本国内全体の中での青森という議論だったと思います。そういう面で、民間への移行、委託、連携の議論を、県内の企業にとどまらないように、私としては、県内だけでなく県外資本の活用も。あるいは、県外資本の活用という議論だけをする、青森県に県外企業がきて食い尽くすような議論になってしまいますので、県内に進出してくる県外資本と。ある意味、企業誘致のイメージも兼ねて、そういう議論で活用していくという宣言がよいと思っています。それをどこかで明示してもよいのではないかと。「世界に幅広く門戸を開く青森」というイメージも出るのではないかと考えています。

質問ですが、「ア 民間への移行の推進」でいう「移行」の意味するところはなんでしょうか。委託や指定管理者制度はよく分かりますし、連携、協働もイメージできるのですが、移行とはどういう意味なのか。精神論で、これまで県がやってきたけど、みんな頑張っただけで民間がやれと、いう意味合いもあるかもしれないので、それはそれで意味があると思いますが、具体的にどうイメージされているのか。

また、観光推進業務と県産品販売促進業務が選ばれていますが、これが明示的に入ってきている意味、あるいはどういう基準で選ばれるのか。観光推進業務はどの県でも県が主体になっているという議論が多い中で、ある意味画期的なことかもしれないので、具体的にどのようにイメージされているのか教えていただきたいのがひとつです。

それから、「イ 民間委託の推進」の中で、工業用水道事業が取り上げられていますが、その他の事業も含めてどういう基準でこれが委託の対象になっていくのか。これだけがクローズアップされる意味合いについて、ないしは他の事業もありえないのかという議論も含めて、考え方の基準を教えていただきたいと思います。

指定管理者制度についても同様の質問ですが、他県がやっていることを青森でもしっかりやっただけでいいということ、明確な基準はないのかもしれませんが、それ以外の議論はあり得ないのか、その基準は何かということを知りたいと思います。

また同様に、「3 公社等の見直し」の中で、ここの事業だけが挙げられているのは、これまでやってきて残っているのはこれだけだということなのかもしれませんが、ほかのところも含めて

どういう基準でこれが選ばれるのかということをお教えいただければと思います。

それから、「2 柔軟で機動的な行財政運営システムの推進」の中で、「イ 各部局の主体性の拡大」とあり、これはこれでいいと思いますが、基本計画の策定委員もやらせていただいている中で、県庁各部局の話聞いていて改めて認識したのは、縦割りでの仕事の仕方が相当強いなと思いました。今回、基本計画の中では、その枠組みを超えて横断的という議論がありましたし、この間の委員会でもある委員が仰っていましたが、「既存の部局の枠を超えた横断的な仕事の進め方、及びそれを可能にする組織運営、人的資源、予算の配分を進める。」という文言を追加したらどうでしょうか。これを一項目あげたらどうでしょうか、ということです。是非、お願いしたいということでもあります。

その時によくあるのが、横断的な部局の一つ作ればいいのかという議論が出てきますが、これが本当にいいかどうかは大変疑問があると思います。むしろ県庁の職員一人ひとりが、部の枠組みを超えて、隣の部局で行っていることを知り得て、一緒に協働するという仕事の進め方をどう実現するかという議論ではないかと思ったり、必要があれば部局をつくることもあるでしょうが、その時の私の一つのアイデアですが、予算の配分の仕方の中で、重点項目などで複数の部局にまたがるだろうと思われる施策に、共通予算枠というものを設けるとのこと。よくあるのは、共通予算枠や新たな予備枠などを設けると、必ず最後は部局に割り振ってしまうのですが、そうではなくて、他の部局にまたがる仕事をしようとする協働プロジェクトに予算をつける。部局に割り振らずにそのプロジェクトに予算をつけると。そういう共通予算枠を創設すれば、県の仕事もやりやすくなるのではないかと考えています。

もう一つは、これも基本計画の委員会でも申し上げたんですが、県民との情報共有とあります。これは大変重要なことですので、これを推進するということですが、もう一つの論点、県の仕事の仕方として、次期基本計画そのものが、県外さらに海外に向かってという議論でありますので、一項目、「県民との情報共有」の後の部分に、「県外、海外への情報発信の拡充」を掲げていただいて、これを重要な指標、仕事の仕方の一つの柱にいただければと思っています。「各種施策や行政対応等について、県外及び海外に向けて情報発信を充実させ、産業誘致、観光振興、交流人口拡大に繋げていく」と。具体的には、いろいろなことを行うということだと思いますので、これは当然にしてお任せいたしますけど、項目の一つ追加していただければと思います。

また、「(4) 基金の統廃合」についての質問ですが、今までも数字でご説明いただいたところですが、ほかにも何かあるのでしょうか。それから、基金を統廃合する意味ですね。いろいろな基金はそれなりに目的があって存在していると思いますので、財源確保のためということはあるのですが、どういう意味合いがあるのか。かつ、実際に何かあるのかについて、お教えいただければと思います。

石川行政経営推進室長：多岐にわたるご質問なので、それぞれ担当課長等からお答えすることをご容赦ください。

まず、私からは、県外及び海外資本のご意見についてですが、民間活力を活用して、県の公共サービスを、民間ができるものは民間にという基本的な考え方がございます。この場合「民間」とは、県内の事業者に限らず、県外の実業家や、場合によっては海外も含まれるかもしれませんが、対象となることはもちろんであり、限定はしておりません。ただ、県内事業者に必要な能力があり、かつ競争性も確保されると見込まれる場合には、一方では、県内の雇用環境の改善や地

元企業の育成等に配慮する必要があるものと考えておりました、こういった場合は、県内の事業者を優先的に活用するという視点も重要であろうということで、あえて明示していないもののご理解いただきたいと思います。

次に、民間への「移行」の意味についてですが、字義どおり、県の仕事を民間に移していくという意味で使っており、県が100%手を退いて民間に押しつけるという意味ではございません。県が行う業務と民間の役割分担を明確にしようということであり、観光事業を例に挙げますと、当然県だけでは成り立ちません、観光業界と一緒に取組んでいかないと進まないものがございます。観光関係の民間団体が力をつけることが前提になるかもしれませんが、その暁には、より民間主体の活動にシフトさせていく。また、県産品販売については、商品販売でありますので基本的には民間が行うべき仕事でございますが、これまで、本県はどちらかというと売り方があまり上手でなかったということもありまして、知事のトップセールスなどにより県が先頭に立って取組んできたところがありました。ただ、こうした取組を未来永劫県が行っていくのは困難でありますので、これもまた、民間が力を付けていくことが前提になるのかもしれませんが、徐々に民間主体の活動に移していく分野であろうと考えています。この2つを挙げているのは、特に基準があるわけではありません。冒頭申し上げたように、大綱という性格上、代表的なもの、総括的なものを挙げているものであります。

民間委託の推進で掲げている工業用水道事業についても、これまで部分的な委託はしておりますが、これを包括的に民間委託することで、より効率的に事業を進めることができるのではないかと、象徴的な民間委託の形態として、記述しているところです。

指定管理者制度につきましても、他県の事例に照らして、導入事例があるものにつきましては、例示しているところです。

公社等の見直しについてですが、公社等点検評価委員会という第三者委員会があり、その委員会から各公社に対する提言がございます。その中で、今回の大綱の取組期間中に実施が可能と思われる項目をピックアップしたものでございます。必ずしも提言のすべてを記載しているわけではなく、これから実施計画を作成する段階で追加となる場合もありますし、このままの場合もありますが、現段階で取り組むとしたものについて記載しているものです。

林人事課長：既存の部局の枠を超えた横断的な仕事に関して、委員からは縦割りの意識が強いとのご意見やそれに関するご提案もありましたが、現在の取組状況を中心にお答えさせていただきます。

人事課としても、部局横断的な事務については、最近の状況として増加してきていると認識しております。したがって、これまでも組織体制の整備や人員の有効活用を図りながら、効果的・効率的な事務処理に努めていく必要があるということで、横断的な事務の仕方ということを意識して対応してきたところです。

最近の具体的な事例をいくつかご紹介しますと、第一の例として、現在、農林水産部に「総合販売戦略課」がありますが、この課は、県産品の販売促進体制の強化を図るために、従来ですと、農林水産部における農林水産物の販売、商工労働部における農産物以外の県産品の販売と、部局が分かれた状態で取組が行われてきたところを、総合的な形で、県産品全体の販売促進、流通に係る施策の総合的な企画・調整等を行っていく必要があるという認識の下に、これまでの枠を超えた形で設置した例でございます。

二番目の例としては、現行の行政改革大綱の取組として、来年4月に、農林水産部関係の試験研

究機関と商工労働部の工業系の試験研究機関を統合し、一つの地方独立行政法人を設立するというところで現在取組を進めているところですが、この新しい地方独立行政法人の枠組みにおいても、従来であれば、農林関係と工業関係が各部局の枠組みの中で進めてきたところを、統合的に一つの地方独立行政法人として取り組む、枠組みを超えた形で取り組んでいくという必要があることから、部局の枠を超えて一つのグループを立ち上げ、部局横断的な検討を進めているということがあります。

そしてまた、現在本県が抱えている大きな課題の一つとして、東北新幹線新の青森駅開業の開業効果を最大限に獲得し、その活用を図っていく必要があることから、現在、商工労働部や県土整備部の職員を企画政策部の新幹線・交通政策課の兼務とし、各部の枠を超えた形で連携を図りながら、業務に当たっている例があります。

以上、具体的な3つの例を挙げましたが、それぞれの状況に即した形で具体的な取組を進めてきたところです。このほか一つの手法として、各部局が参加する庁内の連絡調整会議を必要に応じて設置することにより関係部局間の相互の連携を図るなど、こうした手法を活用しながら、部局横断的な事務については、可能な限り、部局間の縦割りの意識を取り除きながら、連絡調整を行い、スムーズに事務を行っているとの意識を持っているところです。

したがって、県庁改革の中でも記述しているように、多様な県民ニーズに的確に対応し、限られた行政資源で最大の行政効果を発現していく観点から、委員ご意見の横断的な仕事の進め方については、これまで以上に組織体制の整備や人員の有効活用を図りながら、対応していかなければいけないとの意識を持っているところです。

福田財政課長：私からは、重点要求枠について申し上げます。まさに、部局間の連携は非常に大切なことだと考えております。

県ではこれまでも、各部局単位での予算配分方式という基本に加え、重点事業を推進するための重点予算枠を創設してきました。これは、部局横断的に考えて、施策の優先順位に応じて、部局の前に施策が先あって、予算の配分を行っているものです。そこで、今後についても、この重点要求枠を設けたいと考えておりますが、重点要求枠の役割は、委員ご指摘のとおり、各部局の連携を促進するという役割を担っていると考えております。そういった意味から、今後も部局間の連携については、予算編成においてもしっかりと考えていきたいと思っています。

次に基金についてですが、一口に基金といっても様々な基金があり、それぞれに目的や用途が明確にまっています。その中で、年度間の財政調整に利用できる基金としては、財政調整基金、県債管理基金が全国共通のものとしてあります。また、財政調整的に使えるものが、本県では公共施設等整備基金、地域振興基金があり、これは、比較的自由度が高い基金です。これら4基金をこれまでご説明してきたところです。

基金については、個別に検討していく必要があるわけですが、例えば、障害者自立支援基金のように、国から用途がガチガチに決められていてどうにもならないものがありますが、特定事業の目的のために積み立てられたものの中には果実運用型の特定目的基金もあります。これらを、基本計画を推進するための財源確保に活用できないかということ、今後検討していきたいと考えています。

収支均衡と基金の関係で問題になるのは、基金が恒久的な財源かどうかということです。その点については、収支均衡はすぐ達成できるものではなく、改革効果が現れるまでに時間を要するものも多くあります。その間も、県民の皆様の期待に応えるため、基本計画を推進していくため

の財源は確保していかななくてはならない。そういった中で、収支均衡を達成するまでの間の財源確保については、緊急避難的に考える必要がありますので、基金を活用して政策を推進していきたいと考えております。

石川行政経営推進室長：県外、海外への情報発信の拡充については、まず、所管部局から取組状況についてご説明し、その後私からコメントしたいと思います。

田澤政策調整課長：県ではホームページを作成しておりますが、英語、韓国語、中国語、ロシア語、イタリア語の五ヶ国語で、青森県の概要、県庁の組織、産業、観光について概略を紹介しております。このほか、それぞれの担当部局において、外国語版のホームページを公開しているところ です。

また、本年7月にCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、県ホームページをリニューアルいたしました。これによって、専門知識を持たない職員でも簡単かつ迅速にホームページで情報を公開できるシステムになりました。これにより、コンテンツの工夫等も含めて、県外及び海外への情報発信力を強化していきたいと考えております。

吉崎商工政策課長：商工労働部の取組ですが、観光関連では、県が運営する観光情報サイト「アプティネット」に、英語、韓国語、中国語版のホームページを作成しております。また、観光パンフレットは、英語、韓国語、中国語、ロシア語版を作成し、PRをしているところです。

企業誘致関連では、ホームページも立ち上げているほか企業誘致パンフレットも作成し、県内外に、本県の工業団地の優遇制度等をPRしているところです。

また、外国での商談会として、中国・大連市、ロシア・ハバロフスク、アメリカ・メーン州において、「ビジネス商談会」や企業誘致に向けた「青森投資促進セミナー」を開催しているところ です。

鳴海農林水産政策課長：農林水産物関連の情報発信についてご説明いたします。本県は、国内はもとより世界に誇れる高品質の農林水産物と加工品を有しています。それを外に売り出していくことが極めて重要であり、商工・農林水産が一体となった総合販売戦略課が設置されたわけですが、その中で、国内向けの情報発信としては、ホームページに「青森のうまいものたち」を立ち上げ、アクセスが増加しています。また、実際の売り込みに当たっては、トップセールスとして知事自らが情報発信を行い、大手量販店や大都市のホテルを回り、PRしているところです。

また、国外に対しては、「攻めの農林水産業」ということで、中国、北米、ロシア、中東、台湾、香港等において積極的に商談会などを実施し、本県の良さをPRしているという状況です。

石川行政経営推進室長：以上が各部局の取組状況でございますが、鶴海委員のご意見については、基本的に政策展開に関するものであろうと受け止めております。先ほど小山内参事が説明したように、「次期青森県基本計画」が、まさに、県行政の政策・施策の方向性を総合的・体系的に示した行政運営の基本方針であり、それを支えるための「行財政改革」という位置付けになっております。したがって、県外・海外への情報発信の拡充については、各部門での政策展開に関する事項として整理したいと考えています。

木立委員長：そろそろ予定の時間ではありますが、既にご発言いただいた委員も、深い内容に入ること で時間を要しましたが、次回また県側の回答に対して意見を述べる機会もあります。そこで今日は、まだご発言のない委員から、県側の回答は時間的になかなか難しいですが、次回に向けて一言ずつご意見等賜りたいと思います。石田委員からお願いします。

石田委員：一次素案の資料編「1 財政の中期的な見直し（平成20年8月試算）」の推計方法に関して、並行在来線関係費、鉄道資産の譲渡について質問です。

現在県は、無償譲渡を求めているわけですが、財政健全化に向けた取組の中で鉄道資産取得に係る経費を見込んでいないということは、要は、無償譲渡が可能という前提での試算であろうと思うのですが、だとすれば、現時点で、無償譲渡の可能性はどの程度なのかということ。また、もし無償譲渡できなかった場合、その県財政に与える影響はどの程度で、その影響によって、行財政改革のためにどのような検討が必要となるのかについて、お答えいただければと思います。

木立委員長：時間との関係もありますが、県側の回答はどうしますか。かなり深い内容であると思いますが。詳細は次回ということで、簡単をお願いします。

福田財政課長：県としては、無償又はできるだけ低廉ということで考えています。試算上は、無償が前提ということではなく、金額が分からないので見込んでいないという考え方です。

木立委員長：次に、小形委員をお願いします。

小形委員：私も、リンゴの話とかいろいろありますが、今日は一言だけ。私の願いはただ一つ、県民所得の向上だけ考えています。2005年が218万4千円で、全国で45位だったと思います。残念ながら宮崎県に負けているという状況だったと思います。私が考えているのは、全国中位くらい、277万円の新潟クラス。いい悪いは別として、やはり、2030年に向けてというのであれば、そろそろそういうビジョンを掲げて、いきなり達成できるわけではないだろうけれども、数値的なベンチマークを掲げて、その中で、鶴海委員がおっしゃったような横断的な発想というか、タスクフォースを作るとか、そのためにどうしたらいいか。昔、若山委員に習ったようなSWOT分析だとかを交えながら、具体的なもの、実効性があるものでなくとも、県民に夢を与えるようなものが欲しいなと思います。

次回、アバウトでよいので、こんなところに向かおうというものがあれば是非示していただければと思います。

木立委員長：回答は次回ということで。須藤委員、お願いします。

須藤委員：私、最近ずっと、少子化のことを考えています。少子化が私たちの身の回りに何を招くか。一次産業にせよ、二次産業にせよ、三次産業にせよ、すっかり根こそぎ担い手を失ってしまうことになるのではないかと思います。そこで、今までの資料や予算の中で、この文言、この表現が少子化に向けた表現であるということと、予算として、少子化や子育て支援などでもいいですが、このようなものをこのように盛っているというものを、次回教えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

木立委員長：それでは、今回の県側の説明を聞いて更なる質問も多々あると思います。次回も、できるだけ会議を効率的に進めるため、事前に文書でご意見・ご質問をいただければと存じますので、事務方のほうで手配をお願いいたします。途中でご意見を打ち切った面もあって申し訳ありませんでした。

以上で、本日の議事は終了します。進行を事務局にお返しします。

3 閉会

小笠原副参事：ありがとうございました。最後に、総務部長よりご挨拶を申し上げます。

海老原総務部長：今日は、様々なご意見をいただきありがとうございました。私どもの説明が少々長かったところもあり、すべての委員の皆様にも今回ご説明する時間がなかったことについてはお詫びを申し上げたいと思います。私ども、各課の取組等をしっかりとお伝えしたいという気持ちが説明を少し長くしてしまった面もあるということで、ご容赦いただければと思います。

今回お示した一次素案については、この文言を作成するために、実は我々前回の委員会からずっと部内各課で議論してきました。等とは何か、検討するとは何を検討するのか、文言の一つひとつに、多くの議論の積み重ねがあります。

本日、委員の皆様からご意見をうかがい、また内部の議論とは違う外からみたご意見をいただき、大変ありがたく、新しい視点でみる事ができたと思っております。行革を県民、民間の立場から切ってみたらどうか。県民局に対するいろいろな見方も教えていただきましたし、県庁の縦割りをどう克服していくことが大切かということも、まさにそうであると思ったところであります。

これを今後の作業に生かしていくことはもちろんであります。こうした場で、各課長をはじめとする県職員が皆さんと議論させていただくということ。我々が県庁の中で仕事をするときは組織の名前で仕事をしますが、本日は、各課長が職・氏名を明らかにし、皆さんとフェイス・トゥ・フェイスで、それぞれの思いや今後やりたいこと、やってきたことを話し、ディスカッションできたということ。これ自体も、県庁が変わっていくための、改革に向けた取組の一つであろうと思ったところであります。

もう一度ご意見をいただく機会がありますので、それまでに、いろいろ今日いただいたご意見も各部で咀嚼いたしまして、また、これからいただく意見も咀嚼した上で、しっかりと検討していきたいと思っております。

大変雑ぱくではありますが、終わりに当たってのご挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

小笠原副参事：以上をもちまして、平成20年度第1回青森県行財政改革推進委員会を終了いたします。